

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 新商標法、2014年5月より施行

2013年8月30日、第十二回全人大常務委員会第四回会議にて、中華人民共和国商標法改正の決定が審議を通過した。新商標法は、2014年5月1日より施行される。

新商標法の改正は、主に、登録対象の拡大（音の商標の導入）、商標出願プロセスの便利化、異義申立の実質的な改正、商標先取り登録の抑制、商標権者への保護強化、商標の合法的な使用形態の明確化、著名商標の広告宣伝での使用禁止、商標と商号の衝突の解決という点に関するものである。

イ、商標登録対象を拡大

音が登録商標として認められた。

ロ、商標出願プロセスの更なる便利化

審査又は審理期間の設定

中国の商標法史上初めて商標局および商標評審委員会の商標審査・審理について法定期間を設定し、それに伴う効率の向上が期待され得る。詳細は以下の通りである。

プロセス	期間(ヶ月)	許可を経て延長可能となる 期間(ヶ月)
商標出願の審査	9	無し
出願の拒絶査定に対する復審の 審理	9	3
商標局の異義申立に対する審理	12	6
商標局がなした異義決定に対す る評審委員会の審理	12	6
絶対的拒絶理由に基づく無効の 審理	9	3
絶対的拒絶理由に基づく無効宣 告決定への復審の審理	9	3
相対的拒絶理由に基づく無効の 審理	12	6
登録商標の取り消しの審理	9	3
取り消しに対する復審の審理	9	3

電子出願

数年前からオンライン出願の試行が開始され、今回の改正で正式に商標法に規定された。

一商標多区分制の導入

出願プロセスを簡素化するため、従来の一商標一区分から一商標多区分へと改正された。

審査意見通知書制度の導入

商標局が商標出願を審査する際、欠陥が見つければ、改正又は説明するよう出願人に通知書を発行することができる。

商標の更hands続き

更新の申請期間を、旧法の「期限満了前の6ヶ月」から新法の「期限満了前の12ヶ月」へと延長し、期限満了後の6ヶ月の延長期間を保留した。

ハ、異議申立に関する実質的な改正

今回の改正は異議申立に実質的な変化をもたらした。

第一に、異議申立人の資格および異議申立の理由に制限がかけられた。現行法においては、何人でも、いかなる理由に基づいても公告後の商標出願に異議申立を行うことが可能であるが、新商標法においては、先行権利者及び利害関係者のみが相対的な理由に基づき公告後の商標について異議申立を行うことが可能である。

第二に、商標局が異議不成立であると認定する場合、異議申立をされた商標は速やかに登録され、その後の復審と訴訟の完了まで延長登録されることはない。但し、異議が成立すると認定される場合、被異議申立人が商標評審委員会に復審を請求可能であることは、現行法と変わりがない。

したがって、商標局の審査を経て異議申立が成立しない場合、異議申立人はこの商標局の決定について商標評審委員会に復審を請求することが不可能となり、無効審判手続きを利用し登録された商標について、無効審判を請求するほかはない。

ニ、商標先取りの抑制

新商標法において、弁理士、代表者、業務関係者が他人の許可を得ずに、他人が先使用していた未登録商標と同一又は類似する商標を同一又は類似商品に登録してはならないことが明確化された。業務関係には、契約、業務取引関係又はその他の関係により他人の商標の存在を明らかに知っている場合が含まれる。

また、同法において、初めて商標代理機構の義務が導入され、秘密保持義務の外、商標代理機構がその出願商標に係る代理サービスを除き、その他の商標を出願してはならないことが更に規定された。

また、注意すべき点は、今回の新商標法において、「第七条 商標の出願、登録及び使用において、信義誠実の原則にしたがう」旨が追加されたことである。これは、その他の信義誠実に違反した行為について法律根拠を提供するものである。

ホ、商標権者への保護強化

商標権侵害における混同原則の導入

新商標法第五十七条第二項には、商標登録者の許諾を得ずに、同一商品に登録商標と類する商標を使用する、または、類似商品に登録商標と同一あるいは類似の商標を使用し、混同を招きやすい行為が禁止された。

混同の概念が実務において長期的に使用されてきたが、初めて法律の条文に導入された。

損害賠償金額の計算

新商標法によると、損害賠償金額は、まず商標権者が侵害によって蒙った実際損失により確定し、実際の損失を確定しかねる場合は、侵害者の侵害による獲得利益により確定することができる。前記のいずれによっても確定しかねる場合は、当該商標の許諾使用料の倍

数により合理的に確定することができる。なお、現行法では、商標権者が侵害によって蒙った実際損失と侵害者の侵害による獲得利益のうち、一つを選択可能であるとされる。

また、新商標法では、その獲得利益を確定するよう侵害者の関連する帳簿及び資料の提出を求められるとされる。これは、現行法において、商標権者がこれについて立証することはとても困難であり、人民法院が合理的な損害賠償金の計算根拠を得られないことはしばしばあるからである。新商標法の下では、侵害者が提供しない、または虚偽の帳簿と資料を提出した場合、法院は権利者の主張と提供した証拠を参考することにより損害賠償金を判定することができる。

懲罰的な損害賠償の導入

侵害が酷く悪意のある商標権侵害については、通常の方法により確定した損害賠償金額の1倍以上3倍以下を損害賠償として判定することができる。

5年以内に二回以上商標権を侵害する場合、工商管理機関がより嚴重に処罰するとされる。

法定賠償

法定損害賠償金を50万人民元から300万人民元まで引き上げた。

未使用商標について損害賠償を獲得することができない

登録商標の専用権者が、過去3年以内に当該登録商標を使用していたことを証明することができず、またその侵害行為により受けたその他の損失を証明することができなければ、被疑侵害者は損害賠償責任を負わない。

へ、商標の合法的な使用形態の明確化

新商標法には未登録で先使用されている商標についての保護が追加された。商標登録人が商標登録を出願する前に、他人が同一商品または類似商品について商標登録人に先行して登録商標と同一又は類似の一定の影響を持つ商標を使用した場合、登録商標の専用権者には当該使用人の当該商標の継続使用を禁止する権利がない。ただし、当該継続使用は元の範囲以内に限られ、登録商標専用権者が先使用者に適切な識別標識の追加を求めることができる。

新商標法には「元の使用範囲」及び「一定の影響」について定義または説明されていないが、実施条例や司法解釈による説明が期待され得る。

ト、著名商標の宣伝広告での使用禁止

著名商標を商品、商品の包装あるいは容器に使用する、又は広告宣伝、展覧あるいはその他の商業活動に使用する場合、罰金が科され得るとする。

チ、商標と企業名称との衝突解決

新商標法において、他人の登録商標、登録されていない著名商標を企業名称中の商号として使用し、公衆に誤認を与え、不正競争行為に該当する場合、「中華人民共和国不正競争防止法」にしたがい処理すると明確化された。

2. 侵害事件紹介

ネオプラン意匠権侵害事件、大逆転完結

ネオプラン社（ドイツ）が中国で取得した意匠権：

「車」意匠

出願日：2004年9月23日（優先日：2004年9月20日）

登録査定公告日：2005年8月24日）

原告：ネオプラン社

被告：販売会社 北京中通星華汽車販売有限公司

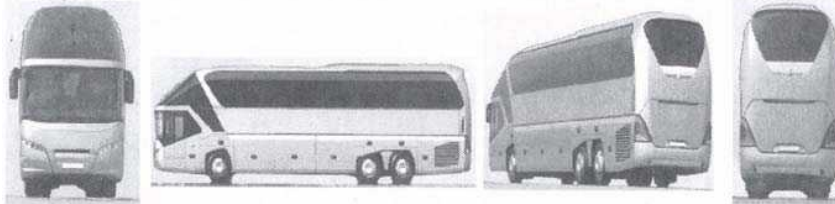
製造会社 塩城中威客車有限公司

中大工業集团公司

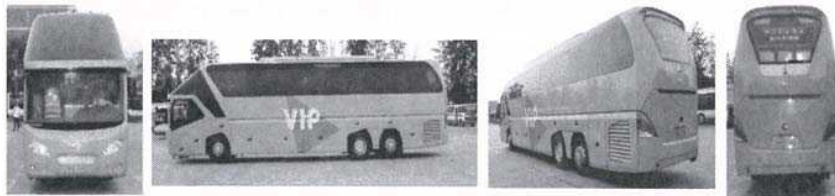
訴訟日：2006年9月

受理法院：北京市第一中級人民法院

原告側の主張：4000万人民元の損害賠償金、製造・販売の差止、訴訟弁護士費用など合理的費用137万人民元の支給



ネオプランの
バス意匠権



イ号製品（A9
型バスシリー
ズ）

争点1、権利侵害か？

結論：イ号製品としてのA9型バスシリーズは、ネオプラン社のバスと類似する。意匠権者の許可を得ない製造と販売行為は、権利侵害に該当する

争点2、被告の自主開発抗弁成立か？

中威の抗弁理由：

イ、A9型バスは、自主開発したもので、証拠も提出した。⇒人民法院の判決：先使用権の証明ができておらず、認めない。

ロ、A9型バスはすでに意匠権取得（出願日：2005年10月13日）⇒ネオプラン社の車意匠の権利登録公告日の2005年8月24日の後に出願され、抗弁成立しないという人民法院の判断

争点3、原告側の主張

原告の主張金額：4000万人民元（6.6億円）

法律根拠：特許法第60条：権利侵害者の権利侵害による獲得利益に基づき、確定する人民法院の推定販売台数：2000台

一台の推定平均利益：1万人民元

損害賠償金額：2000万人民元となる

一審判決

判決日：2009年1月14日

権利侵害賠償金：2000万人民元

訴訟の合理的費用：116万人民元

A9型バスシリーズの製造販売の停止命令

被告である中威と中大は上訴した。

2006年10月、中威は、対象意匠（ネオプラン社の意匠権、以下同）は、先行意匠と類似し、専利法の規定に適合しないことを理由に、無効宣告を請求した。対象意匠は提供された証拠に示された意匠とは目立った相違点があり、有効であるとの審決が下された。

2007年5月、中威は、対象意匠が出願日前に国外の雑誌に公開発表され、専利法の関係規定に適合しないことを理由に、再び専利複審委員会に無効宣告を請求した。提出された国外証拠が公認証を経ていないなどの理由で、専利権が有効である審決となった。

これら二回の審決に対して、中威は専利複審委員会を被告に行政訴訟を起し、北京市第一中級人民法院は審理を経て、中威の控訴を却下し、審決を維持したとの判決を下した。

この行政控訴の当事者双方が上訴しなかったため、判決が発効した。

2009年7月、中威は三回目の無効宣告を請求した。

2010年2月、複審委員会が三回目の無効宣告請求について次のように認定した。中威が提出した、ドイツの公証機関、司法機関に採集された中国駐ドイツ大使館に認証された「今日乗用車」、「乗用車雑誌」はそれぞれ2004年9月17日、2004年9月6日に公開され、いずれも対象意匠の出願日（2004年9月23日）前である。

ネオプラン社は、以上の二つの雑誌に公開された内容が2004年8月24日に行われたネオプラン社の記者会見で展示したバス模型であり、当該記者会見において、来場したメディアの記者に、2004年9月23日前に、バスの撮影写真を発表してはならないことを知らせたと主張した。複審委員会が審理を経て、以下のように認定した。「ネオプラン社が主催したのは展示品の記者会見であり、集めたのは各大型メディアの記者であり、目的は、社会に新型バスを紹介することである。この場合、ネオプラン社は展示した新型車について来場の記者に秘密を保持するよう要求すること自体は、通常、筋が通らない。また、ネオプラン社は以上の会議の形式と目的、及び参加者の職業の特徴を明瞭に把握していたが、意匠出願の際、新規性喪失例外の声明及び決まった期限内にそれを証明する書面を提出していなかったため、新規性喪失例外を主張できない」

また、「今日乗用車」の雑誌に掲載されたのがバスの模型の写真であり、意匠の比較対象になることができず、この理由は、模型はバスと同一または類似の商品ではあらず、意匠の保護範囲は出願時に使用された製品に限られるからであるとネオプラン社は主張した。

それに対して複審委員会は次のように認定した。「当該雑誌に記載されたすべての内容は、読者に新型乗用車を発信しており、模型に限られた紹介ではあらず、新型車の紹介である。

ネオプランが乗用車の模型の写真を掲載したと主張しても、展示されたのが相変わらず乗用車のデザインである。したがって、2004年9月期の「今日乗用車」に公開されたのは、バスに関する意匠であると認定すべきである。」

以上の二つの雑誌に掲載された内容（文字及び図面）に基づき、専利複審委員会は2010年2月に第14484号審決を下し、ネオプラン社のZL200430088722.4号意匠権をすべて無効であると宣告した。

専利複審委員会に無効と宣告された後、ネオプラン社が2010年6月に北京市第一中級人民法院に第14484号審決の取消訴訟を起こした。

北京市第一中級人民法院は 2012 年 2 月にネオプラン社の主張を却下し、第 14484 号審決を維持する判決を下した。

その後、ネオプラン社は 2012 年 5 月に北京市高級人民法院に上訴し、同高級人民法院は 2012 年 7 月にネオプラン社の主張を却下し、元の判決を維持した。

そこで、ネオプラン社が行使しようとする専利権が失われた。

2012 年 8 月 10 日、北京市高級人民法院は、バス侵害控訴について最終の判決を下し、中大の侵害行為の差止め及びネオプラン社への 2116 万人民元の損害賠償の一審判決を取り消し、ネオプラン社の請求をすべて却下した。

6 年に渡ったバス侵害第一号訴訟がこれで幕を閉じた。

この事件から、無効審判を請求する際、証拠の運用がとても大切であることがうかがえる。

以上

2013 年 9 月 28 日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com